

天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る 事業者選定支援業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、天山地区共同環境組合におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業の発注にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に準じて実施するDBO方式による事業者選定手続き及び契約に係る支援を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 平成28・29年度 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定支援業務
- (2) 業務場所 多久市内
- (3) 業務内容 事業者選定方式の検討、事業実施方針の策定・公表支援、事業者の選定に関する資料作成・公表支援、事業者の募集・評価・選定及び公表に係る支援、事業者選定審査委員会運営支援、事業契約等締結に係る支援、関係部局との協議支援
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成29年9月29日まで

3 プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務

4 プロポーザル方式の方法及び理由

当該業務の内容が専門的な技術・知識を要するため、同一業務において実績のある業者（担当者）を選定したいと考えている。

また、本組合で計画する業務期間内で当該業務を実施するためには、十分な経験及び実績のある業者のノウハウが必要となる。このため、指名による業者選定が難しいと考えられることから公募型によるプロポーザル方式を採用する。

5 事業スケジュール

平成28年4月18日（月）	公告及び参加表明書の受付開始
平成28年4月26日（火）	参加表明〆切
平成28年4月27日（水）	提案書の受付開始
平成28年5月16日（月）	提案書の受付〆切
平成28年5月23日（月）	選定委員会予定日
平成28年5月25日（水）	審査結果通知予定日

6 参加資格

本事業のプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないもの
- (3) 参加表明書の提出期限までに、地方公共団体から指名停止措置を受けていないもの
- (4) 国・都道府県・市町村税の滞納が無いもの
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

- る暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注する廃棄物処理施設のPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務の実績（元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し、完了したものに限る。）若しくは廃棄物処理施設のDBO類似事業（※1）のアドバイザー業務を元請として完了した実績を有すること。
 - (7) 「管理技術者」は技術士資格（技術部門が「衛生工学部門」の者又は技術部門が「総合管理部門」で選択科目が「廃棄物管理」の者）を有し、上記（6）の業務に「管理技術者」として従事した経験を有すること。
 - (8) 「建築担当技術者」は、一級建築士資格を有すること。
 - (9) 「プラント設備担当技術者」は、技術士資格（技術部門が「衛生工学部門」の者又は技術部門が「総合管理部門」で選択科目が「廃棄物管理」の者）又はRCCM（廃棄物部門）を有すること。
 - (10) 「照査技術者」は、技術士資格（技術部門が「衛生工学部門」の者又は技術部門が「総合管理部門」で選択科目が「廃棄物管理」の者）又はRCCM（廃棄物部門）を有し、（6）の業務に「管理技術者」又は「照査技術者」として従事した経験を有すること。
 - (11) 上記（7）から（10）の技術者の兼務は認めない。
また、応募者に所属する者であること。

※1 「DBO類似アドバイザー業務」とは

NO.	業務の内容	支援した発注（契約の相手方の決定）手法	備考
1	性能発注方式による建設工事の発注支援	総合評価落札方式又はプロポーザル方式であること。	左記NO. 1、2の両方を受託した実績を有すること（NO. 1、2の発注者が異なる場合も可とする。）
2	長期包括委託業務（運転・維持管理）の発注支援		

7 参加表明書提出期間及び方法

- (1) 受付期間
平成28年4月26日（火）午後5時まで（土曜日・日曜日を除く）
郵送の場合は平成28年4月26日必着とする。
- (2) 提出方法
参加表明書（様式1）は下記提出先へ持参または郵送により提出する。
- (3) 提出先
〒846-0002
佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1
天山地区共同環境組合 電話 0952-37-6588

8 質問

- (1) 受付期間
平成28年4月18日（月）から平成28年4月26日（火）まで
- (2) 方法
質問書をメール（PDFファイル形式）により下記提出先へ提出する。

- (3) 提出先
メールアドレス：tenzan-clean@etude.ocn.ne.jp
- (4) 回答
平成 28 年 4 月 27 日（水）に参加表明者全員へ回答予定。

9 提案書の作成

- (1) 提案内容
別紙様式集による。
- (2) 提案書の作成方法
別紙応募書類の作成要領による。
- (3) 提案書の様式及び提出部数
別紙様式集による。
- (4) 提出期間
平成 28 年 4 月 27 日（水）から 平成 28 年 5 月 16 日（月）
午後 5 時まで（土曜日・日曜日を除く）
郵送の場合は、平成 28 年 5 月 16 日必着とする。
- (5) 提出先及び方法
天山地区共同環境組合へ持参または郵送により提出する。

10 提案限度額

本業務の提案限度額は、35,578 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものである。

11 評価方法及び評価基準

- (1) 選定委員会において提案の審査及び評価を行ない、総得点が最も高い者から順に優先交渉権者及び次点者を選定する。ただし、総得点が同点の場合は参考見積額の低い者を上位とする。
- (2) 評価項目は、下表のとおりとする。

表 1. 応募書類の内容及びヒアリングに対する配点

評価項目			配点
①	本業務推進体制及び総合能力		15 点
②	実績件数		25 点
③	本業務の担当者の実績及び能力	区分	評価細目
		管理技術者 35 点	資格及び業務実績 業務専念度
		建築担当技術者 10 点	資格及び業務実績
		プラント設備 担当技術者 10 点	資格及び業務実績
		照査技術者 10 点	資格及び業務実績
④	業務実施計画の妥当性		20 点
⑤	事業の継続性の課題と対応策		20 点
⑥	整備スケジュールに対する考え		20 点
⑦	ヒアリング		10 点
計			175 点

1 2 結果の通知

優先交渉権者が特定された場合は、その結果についてプレゼンテーションに参加した提案者全員に通知するものとする。

1 3 契約

優先交渉権者が特定された後、速やかに契約金額等の協議を行ない合意が得られたら契約となるが、合意が得られなかった場合は、次点の者が交渉権者となる。

1 4 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。
- (5) 前号により公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

1 5 結果の公表

- (1) 公表時期 平成 28 年 6 月 1 日（水）から 1 か月間
- (2) 公表事項 次の内容を契約者が決定した後、公表する
 - ① 業務の概要
 - ② 契約日及び履行期間
 - ③ 契約金額
 - ④ 契約者名及び契約者とした理由
 - ⑤ 提案者総数

1 6 失格

次の各号の一つに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
- (3) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 参加表明書提出期限から契約までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合
- (6) この要領に定められた以外の手法により、選定委員又は関係者に提案書作成に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

1 7 その他

プロポーザルの提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合、その者に対して指名停止措置を行うことがある。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 18 日より施行する。